

5年ごと配当付育英年金特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払
- 第2条 特約育英年金の支払に関する補則
- 第3条 特約満期給付金および特約死亡給付金の支払に関する補則
- 第4条 特約育英年金の現価の一時支払
- 第5条 特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の保険料払込の免除
- 第7条 特約の締結および責任開始期
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約保険料の自動貸付

- 第13条 特約の復活
- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返還金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第22条 特約基準年金額の減額
- 第23条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱
- 第24条 特約の契約者配当金
- 第25条 主契約の契約内容変更等に伴う特約の取扱
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 主契約について出生前加入特則が適用された場合の特則

5年ごと配当付育英年金特約条項

(平成25年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
特約育英年金	保険契約者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに支払います。
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。

第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）

1. この特約において支払う特約育英年金はつぎのとおりです。

(1) 第1回特約育英年金はつぎのとおりです。

	特約育英年金・特約満期給付金・特約死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約育英年金・特約死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
第1回特約育英年金	保険契約者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約基準年金額と同額	後継保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活または保険契約者の変更の取扱いが行われた場合には、復活の取扱いが行われた際の保険契約上の責任が開始される時および保険契約者の変更の際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
	保険契約者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(2) 第2回以後の特約育英年金は、第1回特約育英年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、この特約の保険期間中に限りつぎのとおり支払います。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
第2回以後の特約育英年金	保険契約者が死亡したことにより第1回特約育英年金が支払われたとき	特約基準年金額と同額	後継保険契約者	——
	保険契約者が高度障害状態に該当したことにより第1回特約育英年金が支払われたとき		保険契約者	——

2. この特約において支払う特約満期給付金および特約死亡給付金はつぎのとおりです。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているとき	特約基準年金額の30%	保険契約者	——
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	表2の金額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 (2) 戦争その他の変乱

表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のもものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

表2 特約死亡給付金

特約死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。 （特約基準年金額に対する月払保険料）×（経過月数） （注）1. 上記の「経過月数」は、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。 2. 特約基準年金額の減額または保険契約者の変更が行われた場合には、この特約の締結時から、被保険者の死亡時の特約基準年金額および保険契約者であったものとして計算します。

第2条（特約育英年金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約育英年金を支払います。
2. 保険契約者が死亡した時または高度障害状態（表1）に該当した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、第1回特約育英年金の支払事由の発生時期およびこの特約の消滅については、保険契約者が先に死亡し、または高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

3. 第1回特約育英年金の支払事由に複数該当した場合でも、当会社は、第1回特約育英年金を重複しては支払いません。また、第1回特約育英年金が支払われた場合、その支払後に別の支払事由に該当したことによる第1回特約育英年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
4. 保険契約者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表1）に該当した場合には、当会社は、特約育英年金を支支払いしません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した保険契約者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約育英年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
5. 保険契約者が死亡し、第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める免責事由によって第1回特約育英年金が支払われない場合には、この特約は、その死亡時に消滅します。
6. 第5項の場合、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）に支払います。ただし、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が消滅せず、かつ、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により後継保険契約者に保険契約上の一切の権利義務が承継されるときは、この特約の責任準備金を後継保険契約者に支払います。
7. 第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合（その免責事由に該当するときを除きます。以下本条において同じ。）で、その後にこの特約が消滅したときは、第1条に定める特約育英年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、特約育英年金の未支払分の現価を特約育英年金の受取人に一時に支払います。
8. 特約育英年金の受取人を第1条に定める保険契約者または後継保険契約者以外の者に変更することはできません。
9. 第8項の規定にかかわらず、保険契約者が高度障害状態（表1）に該当したことにより第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合で、その後に保険契約者が死亡したときは、後継保険契約者を特約育英年金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
10. 保険契約者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態（表1）に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第16条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとし、第1条の第1回特約育英年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
11. 保険契約者が死亡したことにより第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合で、その後に後継保険契約者（被保険者と異なる者）が死亡したときは、主約款の規定により変更された後継保険契約者を特約育英年金の受取人としてします。

第3条（特約満期給付金および特約死亡給付金の支払に関する補則）

1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡給付金を支払います。
2. 保険契約者が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、特約死亡給付金の支払事由の発生時期については、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
3. 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を特約満期給付金の受取人および特約死亡給付金の受取人としてします。
4. 特約満期給付金の受取人および特約死亡給付金の受取人を保険契約者（第3項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
5. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、特約死亡給付金を支払いしません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合で、特約死亡給付金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
8. 特約満期給付金または特約死亡給付金を支払う場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約満期給付金または特約死亡給付金（第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

第4条（特約育英年金の現価の一時支払）

1. 第1回特約育英年金の支払事由の発生後、その受取人は、将来の特約育英年金の支払にかえて、特約育英年金の現価の一時支払を請求することができます。
2. 当会社が、特約育英年金の現価を一時に支払った場合には、特約育英年金部分は消滅します。

第5条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 第1回特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または後継保険契約者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を請求してください。
3. 当会社は、第1回特約育英年金を支払うときに、育英年金証書を作成して、その受取人に交付します。
4. 第2回以後の特約育英年金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その年金を請求してください。
5. 特約育英年金の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出し

てください。

6. 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の請求を受けた場合、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
7. 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第6項の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 特約育英年金または特約死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この特約条項に定める重大事由または主約款に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第17条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人のこの特約の締結の目的
 - (エ) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人または特約死亡給付金の受取人の特約育英年金もしくは特約死亡給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約育英年金もしくは特約死亡給付金の請求時までにおける事実
8. 第7項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第6項および第7項の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第7項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第7項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第7項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第7項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第7項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
9. 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払いません。
10. 第7項または第8項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

第6条（特約の保険料払込の免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

第7条（特約の締結および責任開始期）

1. 保険契約者は、主契約締結の際、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条（特約の締結および責任開始期）に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

第9条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに第1回特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当

会社は、第1回特約育英年金または特約死亡給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、第1回特約育英年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、第1回特約育英年金を支払いません。

3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
5. 主約款の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約基準年金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
6. 第5項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合の第1回保険料について準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 第1回特約育英年金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、第1回特約育英年金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。この場合、この特約の解約返還金を主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第13条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条（告知義務）

当会社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、第1回特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約育英年金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約育英年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、特約育英年金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者（保険契約者の変更の場

合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第17条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または特約死亡給付金の受取人が特約死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者または特約育英年金の受取人がこの特約の特約育英年金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約育英年金（保険料払込の免除を含みます。）または特約死亡給付金の請求に関し、特約育英年金の受取人、特約死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、特約育英年金、特約満期給付金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金（第1回特約育英年金の支払事由の発生後にこの特約を解除したときは特約育英年金の未支払分の現価）を保険契約者（特約育英年金の未支払分の現価を支払うときは特約育英年金の受取人）に支払います。

第18条（特約の解約）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条（特約の返還金）

1. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数がこの特約の保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算した解約返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定により消滅したときは、第1項の規定を準用します。ただし、第2条（特約育英年金の支払に関する補則）第6項の場合を除きます。

3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第20条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

第21条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合の取扱

第22条（特約基準年金額の減額）

1. 保険契約者は、第1回特約育英年金の支払事由の発生前であれば、特約基準年金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準年金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定により、特約基準年金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第23条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本号において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由の発生後は、当会社は、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、支払うべき金額からその金額を差し引きします。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この特約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きします。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
 - (ウ) 主約款の規定により保険契約者の変更が行われた後に、前(ア)の規定によりこの特約を無効とする場合には、保険契約者の変更後に払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
2. 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項の規定を準用して取り扱います。

第24条（特約の契約者配当金）

この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。

第25条（主契約の契約内容変更等に伴う特約の取扱）

1. 主契約の基準保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主約款の規定により保険契約者の変更が行われるときは、この特約についても当会社所定の金額を授受し、将来に向かって特約保険料を改めます。
3. 第2項の保険契約者の変更の場合、新たに保険契約者となる者の主契約の契約日における契約年齢が、この特約について当会社の定めた年齢範囲外となるときは、当会社は、主約款の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
4. 第2項の場合、保険契約者の変更によって当会社所定の金額を返還する際に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第26条（管轄裁判所）

この特約における特約育英年金、特約満期給付金、特約死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（主契約について出生前加入特則が適用された場合の特則）

主契約について出生前加入特則が適用された場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者となるべき胎児が流産または死産等により出生せず、主約款の流産、死産等の場合の取扱の規定により主契約が無効となるときは、この特約についても無効とし、主約款の規定に準じて取り扱います。この場合、すでに第1回特約育英年金の支払事由が生じていたときも同様とします。
- (2) 第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合（ただし、その免責事由に該当するときは除きます。）でも、その支払事由の発生が被保険者となるべき者の出生前であるときは、第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める特約育英年金の支払の規定にかかわらず、当会社は、被保険者となるべき者が出生するまで、第1回特約育英年金を支払いません。ただし、第2回以後の特約育英年金については、第1回特約育英年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日とします。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約育英年金（特約育英年金の現価の一時支払を含む）	ア. 保険契約者が死亡した場合 (1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券 イ. 保険契約者が高度障害状態（表 1）に該当した場合 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
	第 2 回 以後の特約育英年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本 (4) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書 (5) 育英年金証書
2	特約満期給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、特約満期給付金の受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約満期給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3	特約死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 保険契約者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 保険契約者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 保険契約者が自覚可能な身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

